

令和2年度横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業新規実施園募集要項

1 募集の概要

私立幼稚園、幼稚園型認定こども園の園庭、園舎を開放することで、地域の未就園児が、保護者とともに安全に楽しく遊んで過ごせる場や保護者同士が交流、情報交換できる場を提供することを目的とした私立幼稚園等はまっ子広場事業の新規実施園を募集します。

今回の募集は、常設園については令和3年2月開始、非常設園については令和3年4月開始の新規実施園です。

(1) 募集期間

令和2年9月2日(水)～10月30日(金)

(2) 募集対象園

横浜市内にある私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園

※今後、幼保連携型認定こども園に移行予定の園につきましては、対象外とします。

(3) 募集予定数

常設園 6園程度

非常設園 3園程度

(4) 募集の事業内容

ア 事業の利用対象者

横浜市内の就学前児童とその保護者（在園児とその保護者は含まれません）

イ 実施内容

(ア) 常設園

通常期に週5日又は週3日、園庭・園舎開放することを必須とし、さらに、下記の表の通り、事業を選択し、規定の日数・回数を実施します。

<常設園 事業内容（別紙5「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」別表第1）>

事業の組合せ（常設メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
(必須事業) 1 通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週5日	500,000円
	週3日	300,000円
(選択事業) 2 長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）	週3日	300,000円
(選択事業) 3 育児講座 4 交流保育 5 親子教室 6 子育て相談会 7 子育て講演会 8 音楽会 9 その他、地域の親子を対象とした事業	左欄の事業を組み合わせ、年10回	200,000円

(イ) 非常設園

下記の表の通り、非常設メニュー1又はメニュー2を選択し、規定の日数・回数を実施します。

＜非常設園 事業内容（別紙5「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」別表第2）＞

	事業の組合せ（非常設メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
1	園庭・園舎の開放（1日2時間以上）	週2回以上	150,000円
	交流保育の実施	年3回以上	
	育児講座の実施	年1回以上	
2	園庭・園舎の開放（1日2時間以上）	週1回以上	150,000円
	交流保育の実施	年3回以上	
	育児講座の実施	年3回以上	

※1又は2のいずれかの非常設メニューについて、組合せ全ての事業を実施すること。

2 公募の条件

(1) 申請できる対象者

横浜市内にある私立の幼稚園又は幼稚園型認定こども園の設置者

(2) 実施場所

選定された幼稚園及び幼稚園型認定こども園の園庭・園舎

(3) 事業開始予定時期

常設園：令和3年2月

非常設園：令和3年4月

(4) 事業実施内容等に係る基本的事項

次の各項目のほか、別紙5「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」の定めによりますので、ご熟読とご理解の上、申請を行ってください。

ア 個人情報の保護等

事業を通じて、利用者の個人情報を取り扱う場合があります。その際は、横浜市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護に努めなければなりません。

イ 保険の加入

事業開始の際は、広場利用者を対象とした施設賠償責任保険、傷害保険等必要な損害保険に加入してください。

ウ 補助金の上限額、支払い等

(ア) 補助金額は、別紙5「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」の別表第1又は別表第2（1（4）イ参照）に掲げる額を年間上限額とし、千円未満の端数があるときはこれを切り捨て、予算の範囲内で補助を行います。ただし、常設メニューを実施する場合は、園庭・園舎開放の補助金額の上限額から、当該事業に係る申請額を差し引いた金額を、その他の育児支援事業に上乗せして申請することができます。

【参考】別紙5「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」別表第1から算出した補助上限額 ※翌年度以降通年実施の場合の金額

必須事業①：通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）

選択事業②：長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）（週3日）

選択事業③：育児支援事業（年10回）

		必須①のみ	必須①+選択②	必須①+選択③	必須①+選択②+③
必須①	週5日	500,000	800,000	700,000	1,000,000
	週3日	300,000	600,000	500,000	800,000

- (イ) 年度の途中で新たに事業を開始又は廃止したときは、それぞれ実施月数に応じた月割りとし、算定した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。なお、月の途中で新たに事業を開始又は廃止したときは、その月を補助の対象とします。

【参考】別紙5「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」別表第1から算出した補助上限額 ※初年度2か月（令和3年2月～3月）実施の場合の金額

必須事業①：通常期の園庭・園舎開放（1日2時間以上）

選択事業②：長期休業中の園庭・園舎開放（1日2時間以上）（週3日）

選択事業③：育児支援事業（年1回）

		必須①のみ	必須①+選択②	必須①+選択③	必須①+選択②+③
必須①	週5日	83,000	133,000	116,000	166,000
	週3日	50,000	100,000	83,000	133,000

- (ウ) 補助金の請求は、補助金申請後、内容を審査したうえで、補助金の交付決定後に行っていただきます。補助金の支払いは、年1回、一括です。

ウ 初年度の施設整備又は備品購入に係る事業費の補助

別紙5「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」に基づき、初めて補助を受ける年度に限り、補助を受ける事業費の範囲内で、事業実施のために必要な施設整備又は備品購入の費用に充てることができます。

この場合、施設整備又は備品購入の費用に充てられる金額は、事業費の2分の1までを限度とし、かつ当該園の補助対象経費全体の2分の1を超えることはできません。

（例 施設整備…乳幼児用の安全柵の設置等 備品購入…乳幼児用の手押し車等）

ただし、事業開始2年度目以降であっても、施設整備又は備品購入に係る費用を補助対象経費とすることができる場合がありますので、必要な場合にはご相談ください。

エ その他

- (ア) 別紙5「横浜市私立幼稚園等はまっ子広場事業補助金交付要綱」第15条各号の規定に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付した補助金の一部又は全部を返還することがあります。

- (イ) 国又は他の地方公共団体が行う同種の補助金を活用した事業は、本補助事業として重複して実施することはできません。

特に、神奈川県から「神奈川県私立幼稚園地域開放推進費補助金」を受けて事業を実施している場合は、本事業とは事業内容及び収支を分けて実施する必要がありますので、ご注意ください。

県補助事業と重複していないか等、神奈川県に確認させていただくことがあります。

3 実施園の選定

(1) 選定の流れ

時 期	手続等
令和2年8月31日(月)	募集要項の公表(横浜市子ども青少年局ホームページに掲載)
同 9月2日(水)～9月25日(金)	募集個別説明会の受付 (実施は9月2日(水)～9月30日(水)まで)
同 9月2日(水)	申請書の受付開始
同 9月2日(水)～10月9日(金)	質疑の受付
同 10月14日(水)	質疑の回答(横浜市子ども青少年局ホームページに掲載)
同 10月30日(金) 必着	申請書の受付締切
同 11月16日(月)～11月20日(金)	実施予定場所の実地調査
同 12月中旬	審査
同 12月下旬～1月上旬	選定結果通知
令和3年2月	幼稚園等はまっ子広場事業開始(常設園)
同 4月	幼稚園等はまっ子広場事業開始(非常設園)

(2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

ア 質疑を行うことができる者

本要項中2(1)に該当する者とします。

イ 質疑受付期間

令和2年9月2日(水)～10月9日(金)

ウ 質疑の方法

電子メール又はファクシミリにより受け付けます。来庁及び電話による問い合わせには一切応じられません。【別紙1】質疑票に、質疑の要旨を簡潔にまとめて【質疑送付先】へ送信してください。

【質疑送付先】 横浜市子ども青少年局子育て支援課 担当 成田、仲西

電子メールアドレス：kd-kosodate@city.yokohama.jp FAX番号：045-663-1925

※ ファクシミリでお送りいただいた場合は、あわせて到着確認のお電話(045-671-4157)を担当宛てにお願いします。

エ 回答

質疑の受付期間に提出された全ての質疑内容とその回答について、10月14日(水)までに横浜市子ども青少年局子育て支援課のホームページにおいて公表します。(質問者の個人情報は公表しません。)

質疑への回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。

※ 横浜市子ども青少年局ホームページ(私立幼稚園等はまっ子広場事業のページ)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/hamakkohirobasentei.html>

(3) 申請方法

下記により、申請書及び添付書類一式を郵送にてご提出をお願いします。

ア 申請書に添付する書類

常設園は【別紙2-1】、非常設園は【別紙3-1】私立幼稚園等はまっ子広場事業申請書に記載のとおり（常設園として申請し、選定に至らなかった場合に非常設園の事業メニューを実施する意向がある場合に、非常設園の申請書を別途提出する必要はありません。）

**※ 申請書に記述された内容で選定、評価を行います。
申請書には、具体的かつ分かりやすい記述をお願いします。**

イ 申請書類受付期間

令和2年9月2日（水）から10月30日（金）まで（必着）

ウ 提出先（郵送）

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜役所こども青少年局子育て支援課
私立幼稚園等はまっ子広場事業担当 宛

エ 追加書類の提出

アの提出書類の他に、本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

オ 提出書類の著作権の帰属等

提出書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、提出された書類について情報公開請求があった場合は、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、提出書類は理由の如何に関わらず返却しません。

カ 費用の負担

申請にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。

キ 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示することを禁じます。

ク その他留意事項

- (ア) 提出期限後は、提出された書類の内容を変更することはできません。
- (イ) 以下に該当する場合、その応募は無効とします。
 - ・応募資格を有しないもの
 - ・応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
 - ・応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ・許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
 - ・虚偽の内容が記載されているもの
 - ・審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (ウ) 提出書類において使用する言語は日本語とし、通貨は円とします。

(4) 選定方法

実施園の選定に当たっては、申請者からの申請書類について、選定基準に照らし、書類審査及び実地調査により、こども青少年局で評価をします。選定基準を全て満たし、かつ、常設園の場合は、評点の高い申請者を順に選定します。

ア 選定基準

選定にあたっては、次に掲げる事項等を総合的に判断して行います。

- (ア) 幼稚園等の施設及び機能を広く市民等に開放し、乳幼児やその養育者への子育て支援事業の活動を行うことを通じて、養育者の育児にかかる心身の負担軽減及び子どもの健やかな育ちを促進することができる者であること。
- (イ) 事業の目的を十分に理解し、安全及び安定的、並びに効果的に事業を運営することが見込まれる者であること。
- (ウ) 事業運営にあたり、地域において子育てに関する支援活動を行なう者、市及び区福祉保健センター等の関係機関との連携、協力が図れる者であること。

イ 実施予定場所の実地調査、ヒアリング

本市職員が、実施予定場所の実地調査を行います。また、必要に応じてヒアリングを行います。実地調査の希望日時を申請書にご記入ください。決定した実地調査の日は、申請後11月6日（金）頃までにご連絡します。

- (ア) 実施日時
令和2年11月16日（月）～11月20日（金）のうち、1時間30分程度
- (イ) 訪問人数
2～3名程度
- (ウ) その他
直接施設へお伺いします。施設内を簡単にご案内くださるようお願いいたします。
また、施設内外を写真撮影させていただきますのでご了承ください。
(審査資料以外の目的では使用いたしません。)

ウ 評価

- (ア) 選定基準を全て満たしていない場合の措置
上記ア 選定基準を全て満たしていない申請者については、選定しません。
- (イ) 加点項目（常設園のみ）
申請された幼稚園等から概ね1 km圏内に、週3日以上開設している親子の居場所（地域子育て

て支援拠点、親と子のつどいの広場、認定こども園・保育所子育てひろば、幼稚園等(はまっ子広場)がない場合は、市内の配置バランスを考慮して、評点を加算します。また、実施日数や実施メニュー(通常期の園庭・園舎開放、長期休業中の園庭・園舎開放及び育児支援事業)の組み合わせ等を踏まえ、評点を加算し、評価点数の高い申請者を順に選定します。

エ 選定結果通知

選定結果(選定又は選定外の結果等)は、申請者全員に文書で通知します。

通知の時期は、令和2年12月下旬から令和3年1月上旬を予定していますが、選定作業の状況により時期を変更する場合があります。

オ 選定結果の公表

新規実施園の選定後、選定状況の概要については横浜市こども青少年局ホームページ等において公表します。

カ 常設ではない事業メニューの実施意向

常設園としての選定に至らなかった場合で、非常設園の事業メニューを実施する意向があるときは、園庭、園舎開放や育児支援事業の要件を緩和した非常設園としての選考も行います。

【別紙2-2】事業計画書の「常設ではない事業メニューの実施意向」欄に、非常設園の事業内容を実施する意向の有無について、チェックを記入してください。常設園の選定後、他の非常設園応募申請者と併せ、非常設園の実施意向がある申請者について選考・選定を行います。

4 非常設園から常設園への転換について

既存の非常設園が常設園に申請し、常設園に選定された場合は、常設園実施開始日の前日までを非常設園実施期間とし、非常設園の中止届出及び常設園の新設に伴う申請手続きを行います。

なお、常設園に選定されなかった場合は、非常設園の選定を行わずにそのまま継続の取扱いとします。

5 別添資料等

【別紙1】質疑票

【別紙2】新規実施申請書(常設園)

【別紙3】新規実施申請書(非常設園)

【別紙4】収支予算書 作成要領・記入例

【別紙5】横浜市私立幼稚園等(はまっ子広場)事業補助金交付要綱

6 問い合わせ先

※本要項の内容等について質疑がある場合には、3(2)に従い、書面により提出してください。

※その他のお問い合わせについては、次をお願いします。

横浜市こども青少年局子育て支援課 担当者； 矢原、成田、仲西

住所：横浜市中区本町6-50-10

電話：045-671-4157 FAX：045-663-1925

電子メールアドレス：kd-kosodate@city.yokohama.jp